

徳島県個人情報保護審査会答申第110号

第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件個人情報非訂正決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 個人情報訂正請求

平成29年3月2日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第29条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「南総第〇号平成〇年〇月〇日付けの開示書類の別紙図面」について、当たった位置と角度等の図面が違うので、別紙の図面の様に訂正を求める個人情報訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月31日、実施機関は、本件訂正請求に係る保有個人情報については、訂正しないこととする個人情報非訂正決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年4月3日（同月4日受付）、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年2月26日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな訂正を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書、意見書及び実施機関が行った口頭意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

「徳島県個人情報非訂正決定した」が、，，事実と違う不正行為を隠す行為は、「枉法行為」其のものです。

(2) 実施機関の弁明に対する意見

コラ、なめとんかーア。1年半も放っておいて、今更。

(3) 実施機関の行った口頭意見陳述

異議申立て、審査請求に対して文書が入っていないことも含めて枉法行為があるのではないかと。これに対しては、第三者機関の審査会に判断してもらいたい。

運転していた県職員に聞き取りをしておらず、協議書も作っていないのに事故報告書だけ勝手に作っているのがおかしいのではないかと。

私が出した個人情報の訂正が開示文書に入っていないではないかと、私がメールで出したものとか、私が申入れしたものがついていないのではないかと、という申立書だったと思うが、開示した文書、公開した資料の中で入っていないのはおかしいのではないかと。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとおりである。

1 本件決定に至る経緯

- (1) 平成〇年〇月〇日、南部総合県民局阿南庁舎敷地内において、審査請求人が運転する車両と実施機関の職員が運転する県有車両による交通事故が発生した。
- (2) 平成〇年〇月〇日、南部総合県民局長は、県有車両等事故速報（以下「事故速報」という。）により、当該事故の状況を管財課に通報した。
- (3) 審査請求人は、実施機関に対し、当該事故速報についての個人情報訂正請求を、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日にかけて計〇回行い、うち年齢の誤りが訂正された〇件を除き、個人情報非訂正決定処分となった〇件について異議申立て（うち〇件については平成〇年〇月〇日取下げ）を行った。
- (4) 平成〇年〇月〇日、審査請求人は、実施機関に対し、(3)に係る経過及び現在までの経緯が分かる書類等についての個人情報開示請求を行った。
- (5) 平成〇年〇月〇日、実施機関は、(4)について、南総第〇号により個人情報開示決定を行った。
- (6) 平成29年3月2日、審査請求人は、実施機関に対し本件訂正請求を行った。
- (7) 平成29年3月31日、実施機関は、処分庁として本件決定を行った。

2 本件決定の理由

審査請求人が本件訂正請求において訂正を求めているのは、当該個人情報訂正請求書の添付書類から、1(2)の事故速報「MEMO」欄に記載された事故の見取り図であると解される。

一方、本件訂正請求においては、訂正を求める個人情報について、「南総第〇号平成〇年〇月〇日付けの開示書類」と特定されているが、1(5)により開示した文書には、事故速報「MEMO」欄は含まれていない。

以上により、本件訂正請求に係る個人情報については、訂正請求の対象に該当しないため、条例第31条第2項の規定に基づき、個人情報非訂正決定処分を行ったものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、審査請求人が、条例第25条第1項の規定に基づき開示を受けた保有個人情報のうち、本件訂正請求に添付している事故速報「MEMO」欄の記載内容について、訂正を求めるものである。

実施機関は、本件訂正請求に係る保有個人情報について、平成〇年〇月〇日付け南総第〇号で審査請求人に開示した書類一式と特定しているが、開示した添付書類の事故速報には「MEMO」欄の書類はないとして、非訂正とする本件決定を行っていることから、本件訂正請求に係る保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

本件訂正請求に係る保有個人情報は、実施機関が平成〇年〇月〇日付け南総第〇号により審査請求人に開示決定を行い、それを受けて本件訂正請求が行われたものであることから、訂正請求の対象は開示決定した書類と解される。

本件訂正請求の添付資料から、審査請求人が訂正を求める部分は、事故速報「MEMO」欄の図面にある県有車両と審査請求人が運転する車両との事故の状況に関する部分であると解される。審査請求人は、これらの記載内容が自分の認識と違っているため、当該部分を自分が認識する事故の状況になるように訂正することを主張している。

当審査会において、実施機関の開示文書を見分したところ、平成〇年〇月〇日付け南総第〇号により開示決定された開示文書に事故速報「MEMO」欄の図面は含まれていないため、訂正請求の対象となるものではなく、訂正することはできない。

また、仮に、事故速報「MEMO」欄の図面が上記以外の開示決定により開示された文書であったとしても、訂正請求は、条例第28条第1項において、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されており、審査請求人が訂正を求める情報は、事故の相手方の認識・判断であって審査請求人の個人情報とは言えないので、これが審査請求人の認識・判断と異なるからといって、訂正請求の対象とすることはできない。

以上により、訂正請求の対象に該当しないとして本件決定を行った実施機関の決定は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件訂正請求は、審査請求人が本件訂正請求に係る保有個人情報を特定し、記載内容の訂正を求めたものであることから、実施機関が開示文書に訂正請求の対象となる

文書が存在していないとして、本件決定を行ったことについて、妥当性を欠くとは認められない。

しかしながら、訂正請求をしようとする者が訂正請求の対象となる開示請求を取り違えて訂正請求をしている可能性も否定できないため、その旨を訂正請求をしようとする者に確認するなど慎重に対応することを望むものである。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成30年 2月26日	諮問
令和 2年12月11日	審議 (第130回審査会)
令和 3年 1月29日	審議 (第131回審査会)

徳島県個人情報保護審査会委員名簿 (五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学短期大学部教授	会 長